

## NEWS RELEASE

報道関係者各位

令和 6 年 5 月 30 日

株式会社 KiteRa

---

### 業界初、スポットワーカーの雇用を推進する『スポットワーカー就業規則』と、就業時の職場ルールをまとめたスポットワーカー向け『職場の働き方ルール』を新たに提供開始

～スポットワーカーとの人事・労務トラブルリスクを低減し、生産性向上とガバナンス向上を実現～

---

社内規程管理クラウドの企業向けサービス「KiteRa Biz（キテラビズ）」と、社労士向けサービス「KiteRa Pro（キテラプロ）」を展開する株式会社 KiteRa（代表取締役社長 CEO：植松隆史、本社：東京都港区、読み：キテラ、以下「当社」）は、この度、「KiteRa」両サービスにおいて、業界初となる、スポットワーカーの雇用を推進する『スポットワーカー就業規則』と就業時の職場ルールをまとめたスポットワーカー向け『職場の働き方ルール』を新たに提供開始したことをお知らせします。

これにより、企業はスポットワーカーとの人事・労務トラブルリスクを低減し、企業とスポットワーカーの双方が安心して働くことができる環境を整備することが可能となるため、生産性の向上、企業のガバナンス向上を実現します。

#### ■ リリース背景

近年、スマートフォンのアプリなどを利用し、空いた時間（スキマ時間）に働く「スキマバイト」と呼ばれる働き方が広まっています。

企業は必要なタイミングのみ人材を雇用することができるため、人手不足の解消に有効な手段の一つとして注目を集めています。特に、インバウンドの需要回復や新型コロナウイルスの収束もあり人手不足が深刻な問題となっていた宿泊施設や飲食店では、スキマバイトが重要な戦力となっています。また、働き手にとってもスキマバイトは柔軟な働き方を実現できるため双方にとってメリットのある仕組みといえます。

しかしながら、当社が 2024 年 4 月に実施したスキマバイトに関する実態調査では、約半数が勤務先でトラブルを経験していることや、5 割以上の方が労働条件通知書が送られてこなかった経験があると回答しており、現場においてスキマバイトに関するルールの徹底が追いついていない実態が明らかとなっただけでなく、労働基準法に反している企業が一定数いることも明らかとなりました。

こうした背景から、当社は、企業におけるスポットワーカー雇用のための環境整備を促進するため、スポットワーカー雇用時に押さえるべき法的な観点から情報漏洩などのリスクや就業中の事故への対応、賃金の支払いについてを定める『スポットワーカー就業規則』を業界で初めて提供開始します。加えて、スポットワーカー向けに、就業時の身だしなみやカスハラなどのトラブル遭遇時の対処法など就業時の職場ルールを

まとめた『職場の働き方ルール』も新たに提供開始します。

これにより、企業はスポットワーカーとの人事・労務トラブルリスクを低減し、企業とスポットワーカーの双方が安心して働くことができる環境を整備することが可能となるため、生産性の向上、企業のガバナンス向上を実現します。

## ■ 新機能詳細

「KiteRa」両サービスにおいてスポットワーカー就業規則の策定と職場の働き方ルールを定めることができます。

- 1 スポットワーカー就業規則の策定から既存規程への反映まで KiteRa 上で完結
- 2 スポットワーカー就業規則・策定時、記載内容の省力化が追求されており、実務者目線での入力作業を大幅に効率化

## ・『スポットワーカー就業規則』

企業がスポットワーカー雇用時に押さえるべき法的な観点から情報漏洩などのリスクや就業中の事故への対応、賃金の支払いについてを定めることが可能です。

The screenshot displays the KiteRa Admin Console interface. The main content area shows a document titled "スポットワーカー就業規則" (Spot Worker Employment Rules). The document is structured as follows:

- 第1章 総則** (Chapter 1: General Provisions)
  - 第1条 目的** (Article 1: Purpose)
    - 1 本スポットワーカー就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（以下「労基法」という。）に基づき、株式会社○○○（以下「会社」という。）のスポットワーカーの労働条件、服務規律その他の就業に関することを定めるものである。
    - 2 本規則及びこれに付属する諸規程等に定めのない事項は、労基法その他の法令の範囲内で、そのつと会社が決定する。
  - 第2条 定義** (Article 2: Definitions)
    - 1 スポットワーカーとは、次に定める条件を満たす継続的な雇用を前提としない臨時の有期雇用従業員を言う。
      - (1) 週所定労働時間が20時間未満であること
      - (2) 1日以上、30日以下の期間を定めて雇用されていること
  - 第3条 適用範囲** (Article 3: Scope of Application)
    - 1 本規則はスポットワーカーにのみ適用する。
  - 第4条 規則の遵守** (Article 4: Compliance with Rules)
    - 1 会社とスポットワーカーは、ともに本規則を遵守し、相互に協力して社業の発展に努めなければならない。
  - 第5条 規則責任者** (Article 5: Rule Responsible Person)
    - 1 本規則の管理責任者は、人事部長とする。
  - 第6条 解釈上の疑義** (Article 6: Interpretation of Ambiguities)
    - 1 本規則及びこれに付属する諸規程等の解釈について疑義が生じた場合は、人事部長は関係部署の長と協議の上、これを決定する。
  - 第7条 改廃** (Article 7: Amendments)
    - 1 本規則は、従業員の高率数を代表する者の意見を聴取の上、取締役会の決議により、改廃する。
- 第2章 人事** (Chapter 2: Personnel)
  - 第1条 総則** (Article 1: General Provisions)
    - 1 本規則及びこれに付属する諸規程等の解釈について疑義が生じた場合は、関係部署

The right-hand pane shows a list of comments on the document:

- 第1条** (Article 1): 解説 永曜日 10:17. Content: この「スポットワーカー就業規則」はスポットワーカーの労働条件、服務規律その他の就業に関することを定める規程です。スポットワーカー以外の従業員区分については、別規程の作成が必要です。KiteRaでは、「正社員」「契約社員」「パートタイム社員」について、それぞれの区分ごとに規程例をご用意しています。各社様のご状況に合わせて、ご利用下さい。
- 第2条** (Article 2): 解説 永曜日 10:19. Content: 【定規】 KiteRaではスポットワーカーを記号のとおり定義しています。各社様のご状況に合わせて適宜編集してご利用ください。
- 第3条** (Article 3): 解説 永曜日 10:19. Content: 【従業員区分】 法律上、就業規則は、すべての労働者について作成する必要がありますが、雇用形態に依り、一定の事項について特別の規定を設けたり、別の就業規則を定めることができます。この「スポットワーカー就業規則」は、スポットワーカーにのみ適用されます。そのため、他の従業員区分を設ける場合には、それぞれの従業員区分についての規程を別に作成する必要があります。
- 第6条** (Article 6): 解説 永曜日 10:20. Content: 規則の管理責任者を設定しない場合 第○条（解釈上の疑義） 1. 本規則及びこれに付属する諸規程等の解釈について疑義が生じた場合は、関係部署

## ・スポットワーカー向け『職場の働き方ルール』

就業時の身だしなみやカスハラなどのトラブル遭遇時の対処法など就業時の職場ルールを定めることが可能です。



当社の企業向け『スポットワーカー就業規則』、スポットワーカー向け『職場の働き方ルール』によって、企業はスポットワーカーとの人事・労務トラブルリスクを低減し、企業とスポットワーカーの双方が安心して働くことができる環境を整備することが可能となるため、生産性の向上、企業のカバナンズ向上につながります。

今後も当社は社内規程管理クラウド「KiteRa」の提供を通じて、人々が安心して働ける世界の実現に取り組んでまいります。

### ■機能 概要

提供開始日：2024年5月30日

利用方法：KiteRa 両サービスにてご利用いただけます

申込：[https://go.kitera-cloud.jp/kitera\\_biz\\_contact](https://go.kitera-cloud.jp/kitera_biz_contact)

※問い合わせフォームからご連絡ください

### ■株式会社 KiteRa について

「安心して働ける世界をつくる」をミッションに掲げ、安心して働くためのルール（仕組み）である社内規程を Technology の力で簡単に正しく運用できる社内規程作成クラウドサービス、企業向けの「KiteRa Biz」と、社労士向けの「KiteRa Pro」を展開しています。今後も社内規程を通じて誰もが安心して働くことのできる世界の実現を目指します。

名称：株式会社 KiteRa

所在地：東京都港区北青山 1-2-3 青山ビル 7 階

代表者：代表取締役 CEO 植松隆史

設立：2019 年 4 月 1 日

事業内容：社内規程クラウド「KiteRa」の企画・開発・運営

URL：<https://kitera-cloud.jp/>

主要サービス：

社労士向け SaaS「KiteRa Pro」 <https://kitera-cloud.jp/pro/>

企業向け SaaS「KiteRa Biz」 <https://kitera-cloud.jp/biz/>

**■ 報道関係からのお問い合わせ先**

株式会社 KiteRa

広報：坂上

携帯：080-4413-8095

E-mail：pr@kitera.co.jp